

「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件」の概要

1. 趣旨

労災保険の保険給付の請求書等については、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和35年労働省告示第10号）において、その様式が定められている。

今般、特別加入システムの導入への対応、海外派遣者の特別加入の届出の簡素化のため、特別加入の申請書等の様式について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 特別加入システムの導入への対応

特別加入システムの導入に際し、中小事業主、一人親方、海外派遣者等の特別加入に係る申請書及び変更届並びに特別加入脱退に係る申請書について、光学式文字読取装置（OCR）に対応できるよう所要の改正を行う。

(2) 海外派遣者の特別加入の届出の簡素化

海外派遣者の特別加入に係る申請書及び変更届には、派遣予定期間を記載することになっており、同期間に変更があった場合は、再度変更届を提出する必要があるが、海外派遣者にとって、同期間の変更は頻繁に行われており、手続きが煩雑となっている。

一方、同期間が短縮される場合は脱退申請書の提出により、同期間が延長される場合は労働保険料の年度更新により把握可能となっている。

そのため、今般、申請書及び変更届に派遣予定期間を記載しないこととし、派遣予定期間の変更に伴う変更届の提出を不要とする。

(3) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条文

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第50条

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第54条

4. 施行期日

平成25年11月（予定）